6月定例議会

武道館設置条例 郷土資料館設置条例を制定

特別職の報酬条例等の改正

横越村議会六月定例会は、二十二日に招集され、会期を三日間と定め二十四日まで開催されました。今期定例会は、村特別職の報酬改定に伴う条例の一部改正と補正予算の審議が中心となりましたが、提案された、条例8件、村の境界変更、字の変更、各一件、補正予算二件はいづれも原案どおり可決されました。

第一日目は、一般質問と議案審議が行われ、一般質問では三名の議員が、観光対策の促進、公共施設の使用料、町制施行、大阿賀橋の建設促進等について、執行部の考えが質されました。

議案審議では、特別職の報酬改定に伴う条例の一部改正等六件と補正予算二件は即日で可決、新規制定の条例二件と請願一件、陳情一件は、それぞれ各常任委員会に付託され、請願一件が不採択となりました。

第二日目は、付託された議案審議のため三常任委員会が開催されました。

第三日目は、各常任委員会の審査報告がなされ、条例、請願、陳情ともそれぞれ可決、採択され、六月定例会は閉会されました。

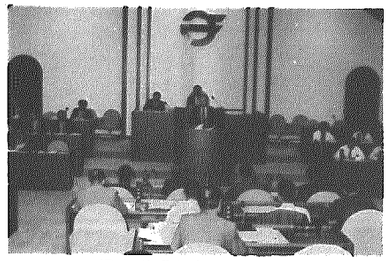

提案説明をする浅見村長

おもな議案

■横越村特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
■横越村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
■横越村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正
■横越村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
■横越村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

以上五件はいづれも報酬改定に伴う条例改正であり、改定内容は別掲のとおりであります。

■横越村武道館設置条例の制定
■横越村郷土資料館設置及び管理に関する条例の制定

以上の二件は、木津分館の廃止に伴い、体育館を武道館に、旧教室部分を郷土資料館としてそれぞれ新しく発足するものです。

■村の境界変更
■字の変更

この二件は、亀田郷土地改良区の松山・藤山地区の区画整理事業の施行に伴い新潟市との境界変更と字の一部を変更するものです。

■一般会計補正予算(第二号)

一千十万円の増額補正で予算総額は、二十一億八千百四十九万円。補正の主なものでは、特別職の報酬改定に伴うもののほか、観光対策費として村の観光基本計画策定調査委託料四百六十八万円、中学校給食関係の自動食器洗浄機取付費で二百万円を追加補正し、又分館廃止に伴う地域公民館の設置による組替えを行うものです。

歳入財源は、繰越金を充当。

■下水道事業特別会計補正予算(第一号)

百五十五万円の増額補正で予算総額は四億一千七百五十五万円。

補正予算の主なものは、前納報償金の不足分等で、歳入財源は、繰越金を充当。

■請願

○へき地教育振興のため新基準作成に関する請願(不採択)
請願者　新潟県教職員組合横越村班長山崎明他十名
○県道新津・新潟線の二本木バイパスに関する請願(採択)
請願者　二本木自治会長仲村秀文他二名

■陳情

○昭和六十三年産生産者米価に関する要請(採択)
陳情者　横越村農政対策協議会他二団体

特別職の報酬引き上げ

県下平均額並みに改定

六月定例議会で特別職等の報酬条例の改正が行われ、七月一日より引き上げられることになりました。

この四月に県下各市町村の大部分が報酬改定をしたため、県下町村の下位ランクに位置する事になったのを考慮し、さる五月三十一日村特別職等報酬審議会(会長野村一衛)に「県下町村の平均的報酬額の改定案」を諮問しました。

これを受けて、同審議会は六月四日「特別職報酬額については、県下町村平均額を基礎として改正すること。ただし、来年度以降の改定時期については、県下の町村の改定の実態にあわせ四月一日の改定が望ましい。」とする意見をとりまとめ村長に答申しました。

六月定例議会で決まった報酬額は県下町村の平均的な特別職報酬を基準として上げ幅調整を図って改正した結果、村長等四役は平均三・四%程度、議長等議員は平均三・一%程度、これ以外のものについては、議員の改定率(二・三%)を基準として改正したものです。

おもな特別職の報酬(月額)

	( )は改正前	引上率
村長	570,000円 (550,000)	3.6%
助役	450,000 (440,000)	2.3
収入役	425,000 (410,000)	3.7
教育長	385,000 (370,000)	4.1
議長	188,000 (180,000)	4.4
副議長	148,000 (145,000)	2.1
議員	133,000 (130,000)	2.3
監査委員(学識)	25,600 (25,000)	2.4
監査委員(議員)	17,400 (17,000)	2.4
農業委員(会長)	39,100 (38,200)	2.4
農業委員(会長代理)	25,500 (24,900)	2.4
農業委員	21,900 (21,400)	2.3
教育委員長	28,200 (27,600)	2.2
教育委員	21,900 (21,400)	2.3
公民館長	124,800 (122,000)	2.3

汚名返上へ 交通安全計画を樹立

交通安全対策会議開催

交通安全対策について話し合われた

村では交通事故撲滅のため昭和六十年七月に交通安全の村を宣言して交通安全に努めてきましたが、その後も事故が多発し、昭和六十三年度においては、南警察署管内での交通安全対策重点市町村に指定されるという状況となっています。

このようななか、三月定例議会で交通安全の総合的な施策を推進するための機関として制定された「交通安全対策会議」の初会議が五月三十日役場で開かれ、事故防止の対策などについて話し合われました。

交通安全対策会議の委員には、村議会議員、交通安全協会支部長、交通安全指導員のほか学識経験者など二十名が委嘱されています。

会議では、会長の浅見村長から「現在、村では県下ワースト1という不名誉な状況のなかで、村民の関係する死亡事故が発生するなど大変憂慮すべき事態となっている。このような惨事を二度と起こさないとともに、県下ワースト1の汚名を返上し、交通事故のない村になるよう行政としても精一杯取り組んでいきたい。」との事故防止を訴えるあいさつに続き、南警察署の中村交通課長より村内交通事故状況の分析結果による運転者のモラルの低さなどの説明を受けた後村交通安全計画についての検討が行われました。

このなかで、交通安全施設等の整備を図ることはもとより、村民一人ひとりが交通安全に対する関心と意識を高め正しいルールと交通マナーの実践を習慣づけていくことが一番大切であることから、交通安全協会未組織地区の解消と既存組織の機能の活性化や家庭・地域での交通安全ひと声運動などを積極的に推進することとなり、あらゆる機会で交通安全を呼びかけるとともに、広報や有線放送を利用して交通安全の啓発を図っていくことになりました。

また、新たに設置された交通安全指導員による街頭指導や警察関係機関等と連携しての交通安全教育指導などにより、交通事故防止や交通違反の絶滅に向けた交通安全思想の徹底を図っていくことになりました。

交通秩序の確立をめざし

交通安全指導員 制度が発足

今年度より発足した〝横越村交通安全指導員〟制度。

交通安全指導員は、五月二十四日に各地区ごとに委嘱を受けた四名のメンバーで構成(石井登利一隊長)され、交通秩序の確立と交通事故を防止するため、南警察署や村交通安全協会等と連携をとりながら活動を展開していくことになりました。

今年度は、指導員研修の受講を始めとして、交通安全期間中の街頭指導や交通安全教育指導にあたることにしており、真新しい制服を着用した指導員のみなさんの活躍が期待されます。

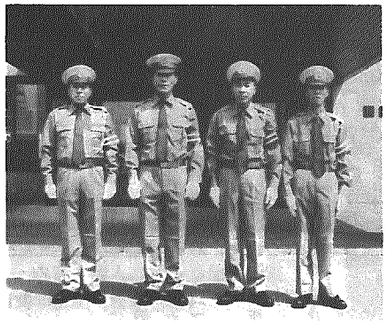

交通安全指導員のみなさん

左から
石井登利一さん(横越)
別所新吾さん(沢海)
長谷川正廣さん(小杉)
青木　毓さん(二本木)

横小交通安全教室

正しい自転車の乗り方学ぶ

六月二十三日、横越小学校四年生一四七名を対象とした交通安全教室が南警察署員を招き開催され、児童たちは村交通安全指導員四名も参加しての正しい自転車の乗り方の指導を熱心に受けていました。

交差点などではしっかりと止まり、左右の確認をしてから乗るなどの注意を受けたあと、交差点や信号機、横断歩道などが設けられたグランドの模擬道路で、交差点での横断のしかたや左右の確認などを、一人ひとりが実際に自転車に乗って正しい交通ルールの実技指導を受けました。

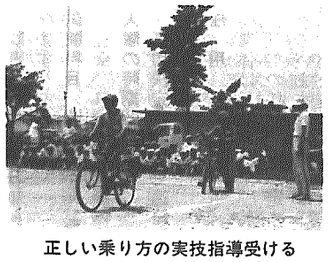

正しい乗り方の実技指導受ける

夏の交通事故防止運動

実施期間
7月21日(木)～8月20日(土)

―スローガン―
急ぐとも
守れスピード
車間距離